

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用		第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (5)	(略)	(1) ～ (略) (5)	(略)
(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) キ ク <u>加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者から光回線電話の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、当社が別に定める区域及び期間の工事</u>	(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) キ ク <u>加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者から、次のいずれかに該当する光回線電話又はワイヤレス固定電話の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事（ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者又はワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。）</u> <u>（ア）当社が別に定める区域（（ウ）の区域を除きます。）及び期間に係る申込みがあったとき。（その申込みに係る契約者回線の終端の場所が、加入電話契約又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約の解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）</u> <u>（イ）当社が設置した電気通信設備の故障等に起因するとき。</u> <u>（ウ）当社が別に定める区域（当社が契約者回線の一部について、地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含みます。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定する契約（以下「IRU契約」といいます。）により設置してIP通信網サービス契約約款において提供するメニュー5に係るIP通信網サービス並びに音声利用IP通信網サービス契約約款において提供する第1種サービス及び第2種サービスを提供する区域に限りま</u> <u>す。）及び期間に係る申込みがあったとき。（その申込みに係る契約者回線の終端の場所が、加入電話契約又は総合</u>

新旧対照

旧			新		
				<u>合デジタル通信サービスに係る第1種契約の解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限りま</u> <u>す。)</u> ケ 削除	
				コ (略) サ (略)	
(7) 工事費の減額 適用	(略)		(7) 工事費の減額 適用	(略)	

附 則（令和7年3月28日企第155500000619号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（工事費の割引）

3 当社は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に光回線電話及びワイヤレス固定電話の設置（総合デジタル通信サービス契約約款において提供する第2種総合デジタル通信サービス、I P通信網サービス契約約款において提供するメニュー5に係るI P通信網サービス、音声利用I P通信網サービス契約約款において提供する第1種サービス及び第2種サービス並びに特定地域向け音声利用I P通信網サービス契約約款において提供する光回線電話及びワイヤレス固定電話の契約の解除を伴う場合を除きます。）に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第1の2に規定する額に代えて2,000円（税込価格 2,200円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。

ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、光回線電話契約者及びワイヤレス固定電話契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。